

平成31年1月29日
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局

小さな拠点・地域運営組織に関する 支援メニュー

(目次)

小さな拠点・地域運営組織に関する国の支援 参考資料・・・	1
小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の 主な支援制度一覧及び概要・・・・・・・・・・・・・・・・	5

(問い合わせ)

内閣府地方創生推進事務局（永田町合同庁舎6階）

担当：太田、屋敷、佐伯

TEL：03-5510-2457／FAX：03-3591-1974

小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持
住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2018年度 1,069箇所)
- ・地域運営組織を5,000団体(2017年度 4,177団体)の形成を目指す

①情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設・運営、全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラットフォームづくり
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン)など

②人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織の活動支援のための法人化の促進(法人化に向けたガイドブックの作成、地縁型組織の法人化の促進に向けた具体的な検討等)
- ・地域運営組織を支援する中間支援組織の育成に向けた支援 など

③財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(H31年度予算案)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.16億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(98.1億円)

【地方財政措置】

- ・地域運営組織の起業支援等に係る費用を特別交付税の対象に追加

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

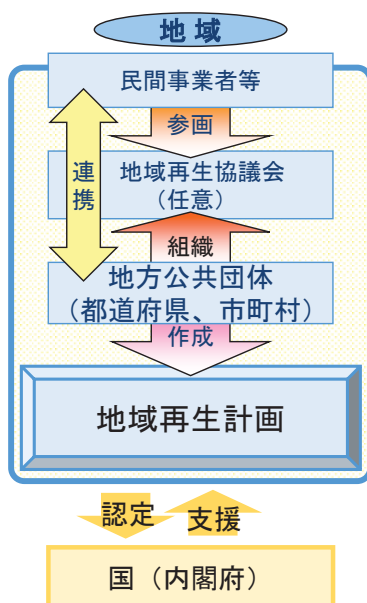
地域再生制度を活用した「小さな拠点」の形成

地方公共団体により地域再生制度を活用することにより、小さな拠点や地域運営組織の形成に向けた様々な支援が可能に

○ 地域再生制度 (地域再生法 (平成17年法律第24号))

地方公共団体が行う自主的・自立的な取組(地域再生計画)を支援。

○ 地域再生計画



小さな拠点の形成に向けた主な支援制度

①国から地方公共団体への交付金による支援

地方創生推進交付金を活用し、小さな拠点の形成や地域運営組織の形成に向けたソフト事業について支援が可能に

②土地利用計画による農地転用・農振除外や開発許可等の特例

集落に必要な生活サービス施設等を誘導する小さな拠点の形成と周辺農地の保全・利用を図る地域再生土地利用計画の作成(都道府県知事同意)により、農地法や農振法、都市計画法の特例が活用可能に

③ふるさと会社への投資を応援する税制

地域の雇用創出や生活サービスの提供などの小さな拠点事業を行う株式会社に対して、個人が出資した場合に、出資額分を寄付金控除(小さな拠点税制)

※①～③は地域再生計画の作成・認定が必要

①地方創生推進交付金の活用

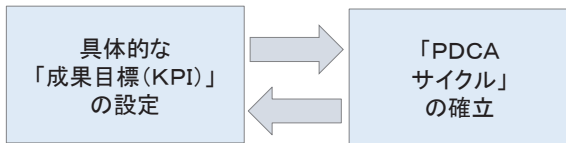
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 1,000億円（30年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU・I・Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

①交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

②企業版ふるさと納税の併用

・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

※平成29年5月作成

事業名		道駅 お茶の京都みなみやましろ村を中心とした「小さな拠点」づくり事業		地方創生推進交付金 平成28年度第1回（平成28年8月2日決定）			
地方公共団体名		京都市 みなみやましろ	人口：2,652人 世帯数：1,068世帯 高齢化率：42.0% （平成27年国勢調査）	都道府県	市町村		
概要		<p>○地方創生の実現における構造的な課題、目指すべき将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南山城村は、京都市内ワーストワンという出生率の低さに加えて、人口の自然減と転出超過、特に20～39歳の若年層の転出が顕著となっており、平成7年をピークに減少が続く。 ・高齢化率は40%超。独居・高齢者のみの世帯が約400世帯あり、その安否確認が課題。 ・殆どの集落が交通至難地となっており、自家用車を持たない人や独居高齢者の通院、買い物も困難。また、主産業である茶業は、担い手不足や茶価低迷による農林業離れにより衰退し始めている。 <p>⇒ 道の駅「お茶の京都みなみやましろ村」を小さな拠点として位置づけ、道の駅を中心に各種事業を実施していくことで、村に安定した雇用を創出し、新しい人の流れをつくり、村民の生活満足度を向上し、住みやすい村、住み続けられる村を目指す。</p> <p>○本事業の概要、及び交付金の使途例</p> <p>道の駅を中心とした小さな拠点の整備に向け、試作品加工等商品の充実化、運営主体である株式会社による企画・販路開拓、高齢者等の買い物難民や交通弱者対策を実施。</p> <p>道の駅を中心とした小さな拠点づくりの深化</p> <p>【商品開発・デザイン・試作品加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工用原材料費、人件費、備品費 →試作品用原材料費、試作に係る人件費、道の駅内厨房用機器、加工用機器等の購入経費 <p>【創業支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道の駅運営主体等への委託費 →商品開発、デザイン、企画、販路開拓に係る経費 <p>【買い物難民対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅配サービスの構築 →道の駅による商品集約・配送サービスの構築に係る調査・計画費 <p>【交通弱者対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網再構築・計画策定経費 ・交通弱者対策輸送車両費 		事業タイプ	横展開タイプ	総事業費	123,500千円
先駆性に係る取組		自立性	村が出資して設立した株式会社が、道の駅を拠点に商品開発や人材育成を継続して行うことで、道の駅運営事業の売上を増加させ、経済的な自立が達成されることが見込まれる。	事業期間	平成28年度～平成30年度（3ヵ年度）		
		官民協働	行政が舞台を整え、地域の人が自ら取組み、利益を享受する仕組みの構築と小さな拠点を運営していく主体づくりを進める。	重要業績評価指標（KPI）			
		政策間連携	買い物難民、交通弱者対策、移住交流施策、雇用創出施策をかねており、分野横断的に施策を実行できる。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 道の駅 お茶の京都みなみやましろ村の開業に伴う入込み客数 0名（事業開始前）→ 104,000名 ➢ 道の駅 お茶の京都みなみやましろ村を中心とした小さな拠点整備に伴う雇用者数 0名（事業開始前）→ 20名 ➢ 移住者数 0名（事業開始前）→ 115名 			
		地域間連携	特に広域的宅配サービスの実現と近隣自治体の商工業者が参入できる仕組みにより、広域的に地域経済の活性化が図れる。	イメージアップ資料			
参考となるポイント・示唆		○道の駅の運営主体として村出資の株式会社を設立。商品開発や人材育成を通じ、道の駅の売上金によって自立することを目指している。 ○単なる休憩所、土産物売り場ではなく、地域の暮らしを受け継ぐ「ビジネスモデル基地」として道の駅を整備。課題解決に向けた仕掛けづくりを行う。		<p>施設の内観</p> <p>施設の外観</p>			

②地域再生計画による小さな拠点の形成に向けた土地利用計画等

地域再生計画に小さな拠点の形成を位置付け、地域再生土地利用計画を作成することにより、農地転用・農転除外や開発許可の特例等が可能に

「小さな拠点」のイメージ



地域再生計画（地方公共団体作成、内閣総理大臣認定）において、地域住民と協議して、小さな拠点づくりの将来ビジョンを作成

I 複数の集落を含む生活圏（集落生活圏）の中に「地域再生拠点」を形成し、生活サービスを提供する施設を集約

- 市町村が地域再生土地利用計画に、集約する施設を設定
 - ・生活サービス施設（診療所、保育所、公民館、商店、ガソリンスタンド等）
 - ・就業機会を創出する施設（地場産品の加工・販売所、観光案内所等）
- 届出・勧告・あっせんにより、施設の立地誘導
- 農地転用許可・開発許可の特例

II 優良農地の保全・利用を図り、基幹産業である農林水産業を振興

- 市町村が、知事、農業関係者等と協議し、地域再生土地利用計画に、農用地等保全利用区域を設定
- 地域ブランド作物の栽培に係る助言等、必要な援助を実施
- 計画に即した農地利用を行わないおそれがある場合には勧告

III 集落と地域再生拠点を結びネットワークを確保

- 市町村が、地域再生計画に、自家用有償旅客運送者が集落生活圏において行う事業を位置付け
- 自家用車を用いて地域住民を運送する際に少量の貨物も運送可能に

③小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置（所得税）

中山間地域におけるふるさと会社を応援！〔小さな拠点版エンジェル税制〕

地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置

- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏（都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農振農用地を含むエリア）
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

**2020年
3月まで!**

地域のしごとづくり

- ✓ 名産品の開発
- ✓ 農産加工品の販売
- ✓ 道の駅や観光施設の運営
- ✓ 農作業支援 など

地域住民の生活サービス

- ✓ 商店・ガソリンスタンドの運営
- ✓ 公共公益施設の管理運営
- ✓ 買い物支援・弁当の宅配
- ✓ 高齢者見守り支援・訪問看護 など



- ▶ 地方公共団体の計画（地域再生計画）の下、株式会社が事業を実施※1
- ▶ 事業資金確保のため、株式会社が出資を受けた（株式を発行した）際に、出資者（個人）に対して税制上の優遇措置※2

出資額に応じて
所得税が減額

- ※1:地域再生計画は内閣総理大臣の認定を受けている必要があります。
- ※2:一定の要件を満たした企業の新規発行株式を個人が払込みにより取得した場合が対象です。（発行済み株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりした場合は対象となりません。）

〔所得税の優遇措置〕

〔対象企業への出資額 - 2000円〕を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる出資額の上限は、総所得×40%と1000万円のいずれか低い方

確定申告においては、所得控除の高附金控除のうち「特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例」の措置となります。

例えば…

※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定

◆収入300万円の個人が**5万円**出資
⇒ 所得税：約**2,400円**の減額
((5万円 - 2000円) × 所得税率5% = 2,400円)

◆収入1000万円の個人が**30万円**出資
⇒ 所得税：約**6万円**の減額
((30万円 - 2000円) × 所得税率20% = 59,600円)



出資



個人出資者

小さな拠点税制の活用ポイント

①対象地域

中山間地域等の集落生活圏(都市計画法の市街化区域・用途地域以外であって農振農用地を含むエリア)

・いわゆる中山間地域や農山村地域、田園地域など、都市部や市街地でなければ、ほとんどの地域が対象となります。

②対象事業(小さな拠点形成事業)

対象地域を対象とした①雇用を創出する事業、②生活サービスを提供する事業

・①は必須事業、②は任意事業。①は対象地域の住民の雇用の創出、②は対象地域の住民に対する生活サービスの提供が必要になります。

・例えば、①雇用を創出する事業: 地元住民を雇用する道の駅の運営や農産物加工場、サテライトオフィス
②生活サービスを提供する事業: スーパーやガソリンスタンドなどの小売業、訪問看護などの高齢者サービス など

③対象会社

中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、外部からの出資が1/6以上、常時雇用2人以上等

・設立10年未満で、小さな拠点形成事業を専門に行う会社であれば、ほとんどの場合対象となります。

・平成30年度からは、会社設立時の出資も対象となります(従前は、増資のみ対象)。

・株主(出資者)として、市町村や法人が入っていても、外部からの出資の合計が1/6以上であれば問題ありません。ですので、市町村が出資する会社でも、全くの純粋民間企業でも対象になります。

例えば、地域で行う小売店やレストランを、役場、地元企業、住民が出資し合って会社を設立する際、住民や地域内外の個人出資を広く募るため、本税制を活用することも想定されます。

④手続き

地域再生計画に事業内容や事業主体等を位置付け、出資時に会社要件や個人からの払込みを地方公共団体が確認(H30年度から、手続きが簡略・合理化)

小さな拠点税制の活用事例(長野県豊丘村)

・道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組む。

・「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する株式会社が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行う。



地方創生拠点整備交付金の活用

(H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。

小さな拠点税制の活用(H29年度)

・村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
・その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
・平成30年3月に600万円の増資を行い、その際に出資をした村民等(205人)に、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。

期待される効果

- ・新たな雇用の創出(約50人を雇用)とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- ・村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- ・緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出

小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度一覧及び概要

○小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な財政支援制度

※ 下線部分は拡充内容

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H30 当初	H30 補正	H31 当初	
地方創生推進交付金	地方版総合戦略に位置づけられた、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援する（ソフト事業メイン）。	1,000.0	-	1,000.0	内閣府地方創生推進事務局
地方創生拠点整備交付金	地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。	-	600.0	-	内閣府地方創生推進事務局
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興する取組を支援する。	4.0	-	4.0	総務省地域力創造グループ過疎対策室
農山漁村振興交付金	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援	100.7	-	98.1	農林水産省農村振興局 農村政策部農村計画課、地域振興課、都市農村交流課 整備部地域整備課
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。	1.2	-	1.15	国土交通省国土政策局 地方振興課
改正物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく共同輸配送等を支援	0.38	-	0.37	国土交通省総合政策局 物流政策課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H30 当初	H30 補正	H31 当初	
地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援	209.5 の内数	33.6 の内数	219.6 の内数	国土交通省総合政策局 公共交通政策部交通支援課
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業	（1）地域力強化推進事業 ○住民の身近な圏域で、地域福祉を推進するために必要な環境の整備や複合的な課題、世帯の課題を包括的に受け止める場を設けることにより、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築を支援する ○市町村レベルにおいて地域共生社会の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。 （2）多機関の協働による包括的支援体制構築事業 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制の構築を支援する。	26.0	-	28.0	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課
生活支援体制整備事業	介護保険制度の地域支援事業において、市町村が主体となり、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等により、地域における生活支援の担い手やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進する。	217 の内数	-	267 の内数	厚生労働省老健局 振興課
災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費	災害時の石油製品の安定供給体制を構築するため、「住民拠点SS」及び緊急車両用「中核SS」の供給力強化に係る設備導入支援等を実施。	24.0	-	120.3 の内数	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課
次世代燃料供給体制構築支援事業費	過疎化・人手不足などの構造変化へ対応し、地域の燃料供給拠点の効率的維持・次世代化を図るため、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな燃料供給体制の確立に向けた技術開発や安全性・事業性の実証を行う。また、SS過疎地等の地域における地域一体となった燃料供給拠点確保に向けた取組等を支援する。	-	-	5.0	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課

事業名	事業内容等	予算額（億円）			担当府省
		H30 当初	H30 補正	H31 当初	
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	地球温暖化対策推進法に基づき全ての地方公共団体に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行うとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設（庁舎等）への省エネ設備等導入を補助。	32.7	-	52.0	環境省大臣官房環境計画課
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業	地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助。	54.0	-	50.0	環境省大臣官房環境計画課
地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等に対して支援を行う。	-	210.0	34.0	環境省大臣官房環境計画課 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

○その他の財政制度

措置名	概要	担当府省
地方財政措置	高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上するとともに地方交付税措置により支援。 （1）地域運営組織の運営支援のための経費 地域の生活や暮らしを守るための組織である地域運営組織が持続可能な活動を継続できるよう、地域運営組織の運営に係る所要の経費について地方交付税措置を講ずる。 （2）高齢者等の暮らしを守る経費 地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達・配給食等）に係る所要の経費について、地方交付税措置を講ずる。 ※平成31年度から、収益事業の起業等に係る費用を特別交付税措置の対象に追加。	総務省
過疎対策事業債	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。	総務省

○小さな拠点の形成に活用可能な税制措置（平成30年度税制大綱）

※ 下線部分は拡充内容

事項名	要望内容	担当府省
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置	地方公共団体が策定する地域再生計画に基づき、中山間地域等における雇用創出や生活サービス（小さな拠点形成事業）を行う株式会社に対し、個人が出資した場合の所得税の特例措置。 ※30年度から設立時出資についても対象。	内閣府地方創生推進事務局

○その他の支援制度

制度名	概要	担当
地域活性化伝道師	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言などを行う。	内閣府
地域おこし協力隊	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間（概ね1年以上3年以下）、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。	総務省
集落支援員	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。	総務省
外部専門家招へい事業	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。	総務省
全国地域づくり人材塾	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。	総務省
生活支援コーディネーター	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。	厚生労働省
地域再生マネージャー事業	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。	（一財）地域総合整備財団

地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

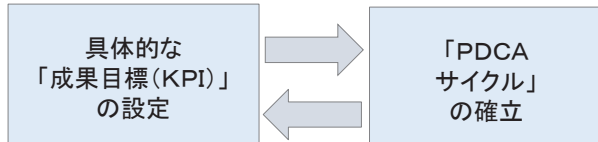
（再掲）

31年度予算概算決定額 1,000億円（30年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU・I・Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

- ①交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行：7事業】 （うち広域連携：3事業）【現行：2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行：4事業】 （うち広域連携：1事業）【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携：2事業）【新設】

- ②企業版ふるさと納税の併用

・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

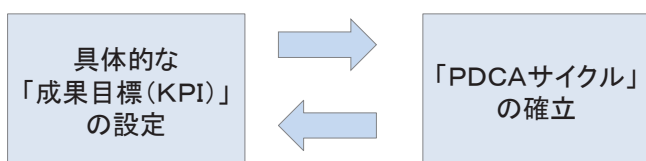
地方創生拠点整備交付金（内閣府地方創生推進事務局）

30年度2次補正予算額（案） 600億円（事業費ベース 1,200億円）

事業概要・目的

○地域経済の活性化という喫緊の課題に対応するため、地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる先導的な施設整備等を支援する。これにより、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させ、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与する。

- ① 地域の所得や消費の拡大を促すとともに「まち」の活性化につながる先導的な施設整備等を支援
- ② KPIを伴うPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組



事業イメージ

【主な対象施設のイメージ】

- 地域資源を効果的に活用し、ローカルイノベーションを起こすことにより、観光や農林水産業の先駆的な振興に資する施設
- 地方への人の流れを飛躍的に加速化し、地方への移住や起業等に確実につながる施設
- 地域における多様な働き方を先駆的に実現し、女性や高齢者の就業を効果的に促進するための施設
- 地域での魅力的なまちづくりを実現し、交流人口の拡大や地域の消費拡大に効果的に結びつく施設

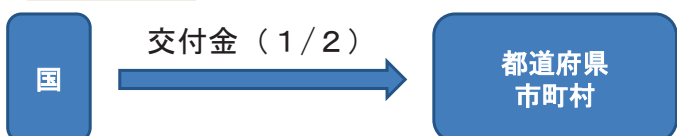
【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画を作成し、内閣総理大臣が認定。

【執行柔軟化】

○法令に基づく一定の要件を満たす事業については、交付決定後、地方公共団体において基金を造成することで、平成32年度においても事業を実施することを可能とする。

資金の流れ



期待される効果

○地域の観光振興や住民所得の向上等の基盤となる施設の整備等を通して、所得や消費の拡大を促すとともに「まち」を活性化させることで、地方の定住・交流人口の拡大にも寄与し、地方創生の充実・強化につなげる。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

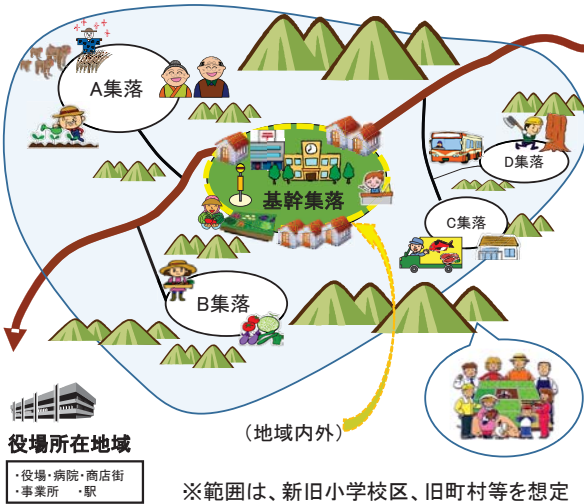
(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業)

H31予算案 4.0億円

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)における、住民の「暮らし」を支える生活支援の取組や、「なりわい」を創出する活動を支援する。

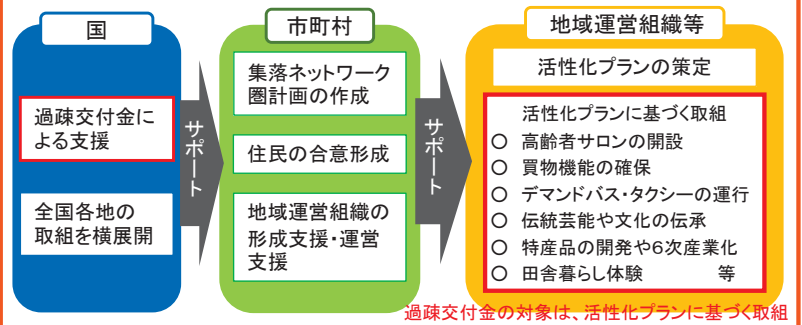
集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確保することにより、持続可能な暮らしを実現



施策の概要

- (1)対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2)事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織等(郵便局を含む)) ※交付金の申請は市町村が実施
- (3)交付額 1事業当たり2,000万円以内
- (4)平成31年度予算案 4.0億円(平成30年度予算額 4.0億円)
- (5)対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

農山漁村振興交付金

[平成31年度予算概算決定額 9,809 (10,070) 百万円]

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

<政策目標>

- 都市と農山漁村の交流人口の増加 (1,450万人 [平成32年度まで])
- 農村部の人口減の抑制 (2,151万人を下回らない [平成37年度])

<事業の内容>

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策 ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策 ② 農福連携対策

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

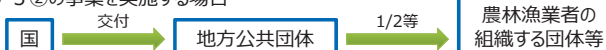
- ① 山村活性化対策 ② 農山漁村活性化整備対策

<事業の流れ>

- 1 ①から3 ①までの事業を実施する場合



- 3 ②の事業を実施する場合



<事業イメージ>

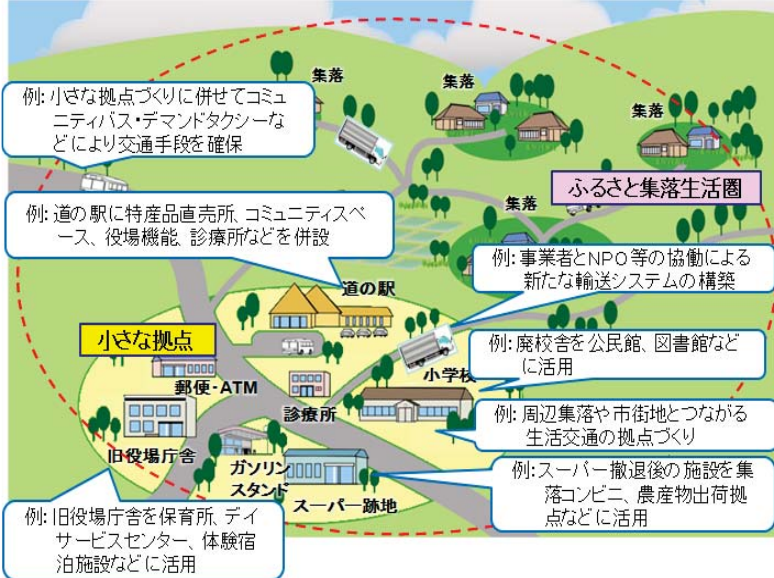
普及啓発	地域活性化対策 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。 フラット化に向けた専門家からの助言	都市農業機能発揮対策 農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。 マルシェの開催
	農泊推進対策 「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。 インバウンド受入体制の整備	農福連携対策 福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。 障害者に対する農業技術の指導
交流	山村活性化対策 地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。 地域産品の加工・商品化	農山漁村活性化整備対策 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。 農産物直売施設

[お問い合わせ先]

- (1)事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- (2)事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3)事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

〇「小さな拠点」形成のための既存施設を活用した生活機能等の再編・集約への支援

人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、集落の生活圏を維持するため、複数の生活サービスや地域活動の場が集約され、周辺集落と都市拠点とのネットワークが確保されたモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。



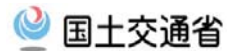
「小さな拠点」：日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

〇補助制度の概要

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域：過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域
- 実施主体：市町村、NPO法人等（間接補助）
- 補助率：1/2以内（市町村）
1/3以内（NPO法人等）
- 対象事業
既存施設を活用した、「小さな拠点」の形成に向けた生活機能の再編・集約に係る改修等

地域内の共同輸配送等の調査支援

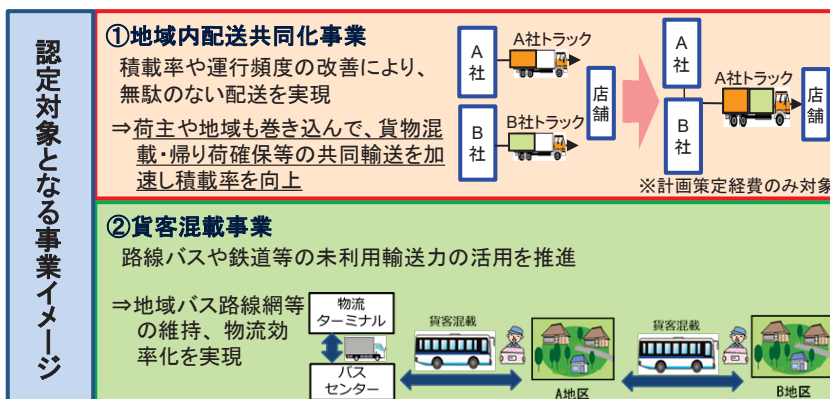


〇改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画※の策定のための調査事業等の支援を実施。

※総合効率化計画は、物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、2以上の者の連携を前提とした多様な取り組みが対象。

事業概要

1. 補助対象事業者
荷主企業及び物流事業者等物流に係る関係者によって構成される協議会
2. 補助対象経費（補助率）
計画策定経費（定額（上限200万円））、運行経費※（最大1/2）
※総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率の向上、走行車両台数及びCO₂排出量の削減を図るものであり、輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費が対象。
3. 平成30年度予算額 : 38百万円
平成31年度予算決定額 : 37百万円



〇 省力化された効率的な物流の実現

⇒潜在的輸送力を活用し、多様なニーズに応える効率化した物流を実現

〇 トラックドライバー不足の解消

⇒就業環境の改善等による人材確保と併せ、省力化により物流機能を維持

〇 CO₂排出量の大幅な削減

⇒社会への貢献度の高い物流の実現

高齢者の移動手段の確保の推進 ～地域公共交通確保維持改善事業～

平成31年度政府予算案: 220億円
平成30年度第2次補正予算案: 34億円

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

地域公共交通確保維持事業 (地域の特性に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の構築)

<支援の内容>

- ノンステップバス、福祉タクシーの導入、
鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

<支援の内容>

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による先行的な取組に対し、地域公共交通網形成計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくり支援とも連携し、特例措置により支援

被災地域地域間幹線系統確保維持事業／特定被災地域公共交通調査事業 (【東日本大震災対応】被災地のバス交通等に対する柔軟な支援)

平成31年度政府予算案 9億円
(東日本大震災復興特別会計:復興庁一括計上分)

<支援の内容>

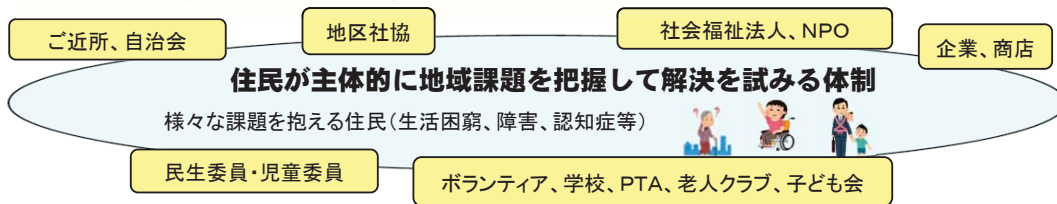
- 被災地の幹線バスの運行
- 仮設住宅等を巡る地域内バス等の運行

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算額(案) 28億円(200自治体)

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)

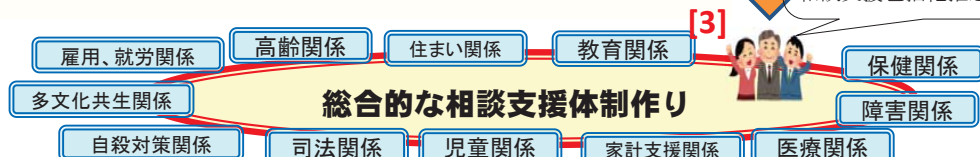
[2] 地域の課題を包括的に受け止める場(※)
※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

ニッポン一億総活躍プラン (H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

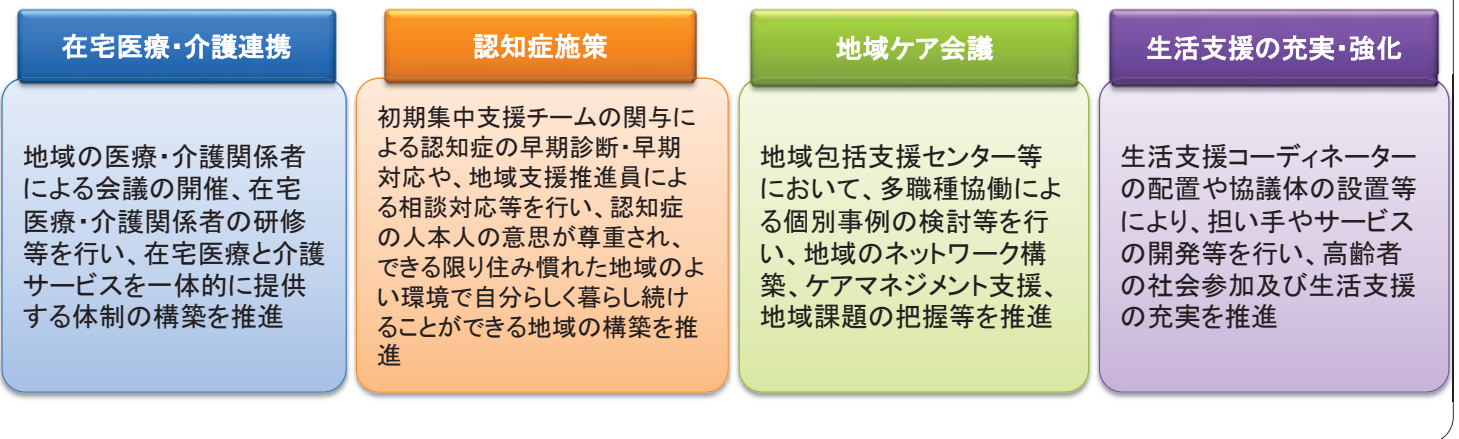
住民に身近な圏域

市町村域等

市町村による在宅医療・介護連携、認知症施策など地域支援事業の充実 平成30年度予算案267億円(公費:534億円)

- 地域包括ケア実現に向けた、充実・強化の取組を**地域支援事業の枠組みを活用し**、市町村が推進。
 - あわせて要支援者に対するサービスの提供の方法を給付から事業へ見直し、サービスの多様化を図る。
 - これらを市町村が中心となって総合的に取り組むことで地域で高齢者を支える社会が実現。
- ※「医療・介護連携強化」「認知症施策の推進」「生活支援体制整備」に係る事業については、地域包括支援センター以外の実施主体に事業を委託することも可能

全市町村が地域支援事業として以下の事業に取り組めるよう、必要な財源を確保し、市町村の取組を支援する。



※ 上記の地域支援事業（包括的支援事業）の負担割合は、国38.5%、都道府県19.25%、市町村19.25%、1号保険料23%

1

生活支援体制整備事業における『生活支援コーディネーター』『協議体』の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能がある。

(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくりなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例



生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

※ 生活支援コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

平成31年度予算案額
うち臨時・特別の措置115.3億円

120.3億円（24.0億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 災害時には、住民生活や復旧活動を支えるガソリン・軽油等の燃料供給拠点となるサービスステーション（SS）の機能を確保することが重要になります。
- 平成30年北海道胆振東部地震においては、全道停電の中、自家発電設備を有する一部のSSが燃料供給を継続した一方で、需要集中により行列や在庫不足が発生するなど、SSへの自家発電設備の導入を更に進める必要性が明らかになりました。また、病院等の重要施設からの燃料供給要請への機動的な対応も必要となりました。
- こうした状況を踏まえ、SS等の燃料供給拠点の災害対応能力を更に強化するため、（1）自家発電設備を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備、（2）機動的な燃料供給体制確保のための緊急配送用ローリーの配備等を行います。
- 併せて、SSの在庫量増加のための地下タンクの入換・大型化や、災害時の円滑な対応確保のための自家発電設備の稼働訓練等を行います。

成果目標

- 本事業を通じて、災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」を平成31年度頃までに8,000箇所整備するとともに、災害時の機動的な燃料供給体制の確保を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）災害時の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備



平成30年北海道胆振東部地震の際に自家発電設備を稼働させて給油を続けるSS

（2）機動的な燃料供給体制の確保



平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震の際に電源車からの燃料供給要請に対応する緊急配送用ローリー等

次世代燃料供給体制構築支援事業費

平成31年度予算案額 5.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 過疎化・人手不足などの構造変化に対応し、地域の燃料供給拠点の効率的運営・次世代化を図るため、以下の事業を実施します。

（1）次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

過疎化・人手不足等の課題克服に向け、新たな燃料供給体制の確立やビジネスモデルを構築するため、AI・IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、新たな技術の開発・実証事業を行います。

（2）SS過疎地対策検討支援事業

SS（サービスステーション）過疎地（※）等における燃料供給拠点確保に向けて、上記の新たな技術やモデルの活用も含め、自治体を中心として、地元事業者・住民など地域一体となったSS過疎地対策計画策定の取組を支援します。また、燃料供給の担い手確保の取組を支援します。

（※）SS過疎地：市町村内のSS数が3カ所以下の地域

成果目標

- 本事業を通じ、過疎化や人手不足等に対応した新たな燃料供給体制の確立を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

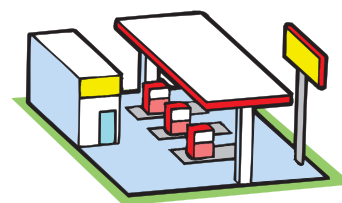


事業イメージ

（1）次世代燃料供給体制確立に向けた技術開発・実証

新たな燃料供給体制・ビジネスモデルの構築に向けて、AI、IoT等の新たな技術も活用しつつ、保安規制の見直しも視野に入れて、技術開発・実証事業を実施

<具体例>



人手不足の克服に向けた画像認識・センサー・AI技術等の技術開発

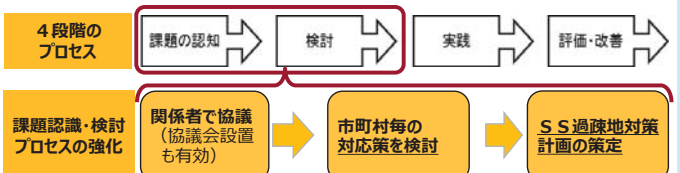


過疎地等におけるインフラ維持コストの低減に向けた移動式給油の実証

（2）SS過疎地対策検討支援事業

自治体等によるSS過疎地対策計画の策定等を支援

<SS過疎地対策検討・調査等>





地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業 - 公共施設のCO2排出削減に向けて -

2019年度予算(案)
5,200百万円(3,270百万円)

大臣官房
環境計画課

背景・目的

- 気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定の下、「地球温暖化対策計画」(平成28年5月閣議決定)に基づき、国内の温室効果ガスの大幅な排出削減が喫緊の課題とされている。
- 地方公共団体は「地球温暖化対策計画」に即して「**地方公共団体実行計画事務事業編**」(以下「**事務事業編**」という。)を策定し、PDCA体制を通じて**公共施設等からの温室効果ガス排出の削減**に努めるとされている。
- 国は、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充、また、CO2排出削減に向けた検討・対策を組織を挙げて実施するよう促し、国が定めた2030年度に2013年度比温室効果ガス26%減、とりわけ地方公共団体を含めた「業務その他部門」で約40%減の目標に向けて本事業を推進する。

事業概要

○事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組を強化・拡充し、先進的な取組を行うとする地方公共団体等に対して、カーボン・マネジメント体制の整備等を条件として、公共施設(庁舎等)への省エネ設備等導入を補助。

事務事業編の強化・拡充

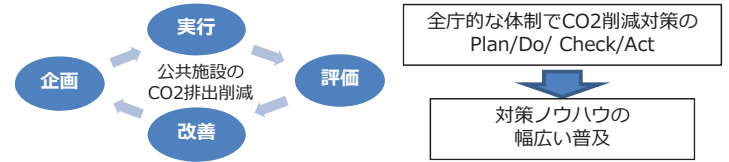
- ・首長をトップとした取組実行体制の整備
- ・省エネ診断等による計画的な設備導入の促進 等



導入

公共施設(庁舎等)の新築・改築時に省エネ設備等を導入

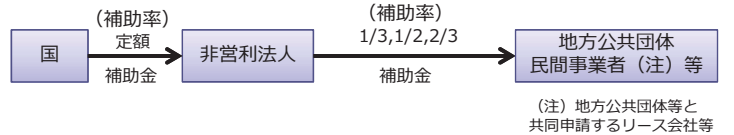
カーボン・マネジメントのイメージ



※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

事業スキーム

実施期間:平成28年度～32年度(2020年度)



補助対象:地方公共団体等

補助割合:都道府県・政令市・その他の法人(地方公共団体等と共同申請するリース会社等):1/3、地方公共団体の組合:1/2、その他市区町村:財政力指数が全国平均以上であれば1/2、未満であれば2/3

事業期間:公募時に原則2年以内での複数年度に渡る事業計画での申請可能

期待される効果

「地球温暖化対策計画」の内容に照らして遜色ないモデル事例を5年間で形成し、全国に展開することを目指す。



再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (一部経済産業省・農林水産省連携事業)

2019年度予算(案)
5,000百万円(5,400百万円)

大臣官房環境計画課
ほか

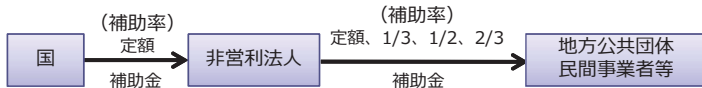
背景・目的

2016年5月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれた。一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にある。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要がある。

事業スキーム

実施期間:平成28年度～32年度(2020年度)(最大5年間)



事業概要

地方公共団体及び民間事業者等の再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するもの、営農を前提とした農地等への再生可能エネルギー発電設備の導入を中心とした取組、蓄エネ等の導入活用事業等について、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助する。

支援の対象とする事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO2削減に係る費用対効果の高いもの等に限定する。

期待される効果

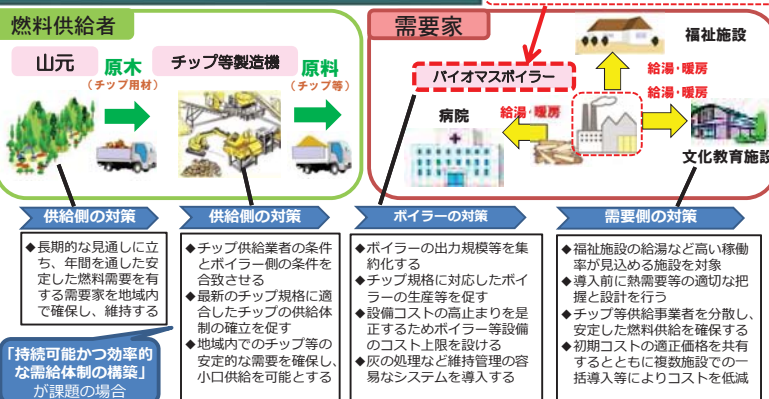
再生可能エネルギーの課題に適切に対応する、費用対効果の高い優良事例を創出することで、同様の課題を抱えている他の地域への展開につなげ、再生可能エネルギー電気・熱の将来的な自立的普及を図る。

また、営農地における地域の実情に応じた、再生可能エネルギーの普及拡大を図るための方策が確立され、段階的なCO2削減を図ることが可能となる。

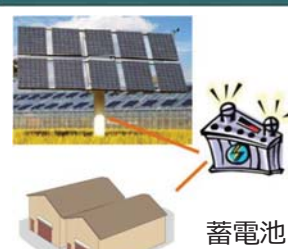
さらに、地域特性に応じた蓄エネ等技術の導入方策が確立され、段階的CO2削減が可能となる。

事業イメージ(木質バイオマスの例)

設備補助対象は、エネルギー起源CO2の排出抑制に資する設備と付帯設備

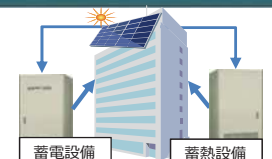


(営農前提の導入例)



農地周辺に存在する農林漁業関連施設・地方公共団体の設備(動力設備、冷蔵冷凍設備)等への供給

(蓄エネ等の例)



(離島・海洋再生エネの例)



事業メニュー	事業概要	補助対象者	補助率
①再生可能エネルギー設備導入事業（経産省連携事業）	・再生可能エネルギー発電設備（※1）、熱利用設備（※2）の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	太陽光発電設備:1/3(上限あり) 太陽光発電以外の設備:1/3、1/2、2/3(設備ごとに異なる)
②再生可能エネルギー設備導入事業化計画策定事業	・再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入に係る調査・計画策定を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	定額（上限1,000万円）
③温泉熱多段階利用推進調査事業	既存温泉の湧出状況、熱量、成分等を継続的にモニタリング調査するための設備を整備し、既存の温泉熱を利用した多段階利用の可能性を調査する事業	地方公共団体 非営利法人等	定額（上限2,000万円）
④離島の再生可能エネルギー・蓄エネルギー設備導入事業	・本土と送電線で系統連系されていないオフグリッド型の離島において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備、自営線等の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人 民間事業者等	2 / 3
⑤熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業	バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備の余剰熱を有効利用し、地域に面的な熱供給を行う場合において、熱供給範囲の拡大に必要な導管等の設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人等	・政令指定都市以外の市町村（地方公共団体の組合を含む。特別区を除く）:2/3 ・上記以外の者:1/2
⑥再生可能エネルギー事業者支援事業費（経産省連携事業）	・民間事業者において、再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備の導入を行う事業	民間事業者	太陽光発電設備:1/3(上限あり) 太陽光発電以外の設備:1/3、1/2、2/3(設備ごとに異なる)
⑦再生可能エネルギーシェアリングモデルシステム構築事業（農水省連携事業）	・営農地等において、再生可能エネルギー発電設備等の導入を行う事業	地方公共団体 農業者 非営利法人 民間事業者等	1 / 2
⑧蓄電・蓄熱等の活用による再生可能エネルギー自家消費推進事業	オフグリッド型の離島以外の地域において、蓄エネルギー設備、EMS、電気自動車充電設備の導入を行う事業	地方公共団体 非営利法人 民間事業者等	1 / 2

※1）【再生可能エネルギー発電設備】

太陽光(10kW以上)、風力(10kW(単機1kW)以上)、バイオマス(10kW以上、依存率60%以上)、水力(10kW(単機1kW)以上1,000kW以下)、地熱(温泉熱)、蓄電池

※2）【再生可能エネルギー熱利用設備】

太陽熱(10㎡以上)、地熱(温泉熱)、地中熱、バイオマス(依存率60%以上)、温度差(0.10GJ/h以上)、雪氷熱、バイオマス燃料製造(依存率60%以上)

地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

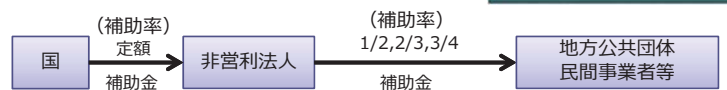
2019年度予算(案) 3,400百万円(新規)
平成30年度第2号補正予算(案) 21,000百万円

大臣官房環境計画課
地球環境局地球温暖化対策課
地球温暖化対策事業室

背景・目的

- 近年の豪雨・台風、地震等を踏まえ、地域の避難施設等では、災害時のエネルギー供給の確保が喫緊の課題となっている。
- 第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）では、「地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コジェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入すること（中略）で、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素化、資源循環で総合的な取組を推進する。」とされているところ。
- 本年9月の北海道胆振東部地震では、体育館等の避難施設に予め設置された太陽光発電設備と蓄電池から電力が供給され、避難住民の生活支援、復旧に向けた早期の活動開始に寄与。
- このため、平時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、災害時の避難施設等へのエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を整備する緊急対策を実施する。

事業スキーム



事業目的・概要等

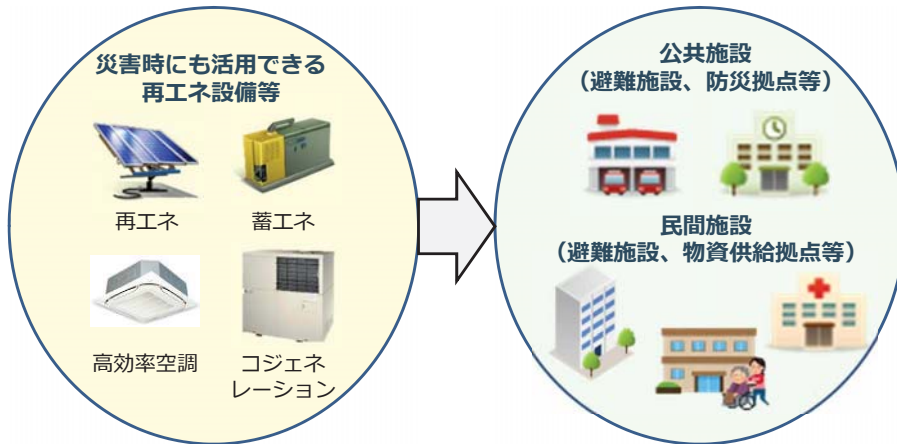
事業概要

地域防災計画又は地方公共団体との協定により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は民間施設に、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能となり、災害時の事業継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備等を導入する事業を支援。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備及びコジェネレーションシステム並びにこれらの付帯設備（蓄電池、自営線等）等を導入する事業
- ② 民間施設（避難施設、物資供給拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、蓄電池等を導入する事業

期待される効果

イメージ



災害時

自立・分散型エネルギーとして活用し、災害時でも避難施設等で照明・空調等を利用可能に（防災）

平時

平時の施設の運営に伴う温室効果ガス排出を抑制（CO2削減）

